

愛知県立瀬戸窯業高等学校同窓会会則

第1条（名称）

本会は愛知県立瀬戸窯業高等学校同窓会と称する。

第2条（目的）

本会は母校の発展、会員相互の親睦、業界の振興、等を目的とする。

第3条（事業）

- 1 本会はその目的を達成する為に母校、在校生への助成を行なう。
- 2 本会はその目的の為に会報の発行、研修会、親睦会 等を行なうことができる。

第4条（事務局 会計）

- 1 本会は事務局を母校内におく。
- 2 本会の収入は入会金 会費 寄付金 等を充てる
- 3 本会は会員、母校、在校生への助成及び事務経費等を必要に応じて支出する。
- 4 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第5条（会員 会費）

- 1 本会は次の会員を持って構成する
- 2 正会員 愛知県立瀬戸窯業高等学校を卒業した者
愛知県立瀬戸南高等学校を卒業した者
- 3 賛助会員 母校現職員及び旧職員
- 4 正会員には前身校、別科及び専攻科修了生を含む。
- 5 正会員は卒業と同時に金4,500円を終身会費(入会金を含)として納めるものとする、

第6条（役員）

- | | | | |
|---------------|------|-------------------------|-------------------|
| 1 本会には次の役員をおく | 会長 | 1名 | 理事会で選任し、総会で報告する |
| | 副会長 | 若干名 | 会長の指名とし、総会で報告する |
| | 常任理事 | 若干名 | 会員中より会長指名で選任 |
| | 理事 | 毎年卒業生の中より若干名の代表者を学校側で選任 | |
| | 会計 | 2名 | 会長の指名とし、1名は現職員とする |
| | 監査 | 2名 | 理事会で承認する |

- 2 本会は顧問をおくことが出来る。顧問は学校長及び会長経験者を会長が委嘱する。
- 3 本会役員の任期は2ヶ年とし、理事会で選任し、総会に報告する。ただし再選は妨げない。

第7条（会議）

- 1 総会は、会長の招集により、数年に1度、開催し会員相互の親睦、会務の報告、審議をする。
- 2 必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 3 理事会は、会長の招集により、毎年、1回開催し、会務の報告、審議を行なう。
- 4 役員会は、会長の招集により適宜、開催し、会務の報告、審議を行なう。
- 5 会議の決議は、出席者の過半数を要する。

第8条 本会会員であつて、本会の名誉を著しく傷つけた場合は総会の決議で除名できる。

第9条 母校現職員等が死亡したとき、もしくは旧職員であつても会長が必要と認めた場合、同窓会で弔意を表し生花または会葬する。

第10条 本会会則の改正は総会に於いて決定する

第11条（その他 補則）

1 第3条1 学校への助成は卒業記念品、その他、学校より要望のある場合、会長の判断に一任する。

在校生への助成は、各部活や各学科の活躍に対して、全国的な活躍、本校の名誉を高める活躍に対して、応分の助成を行なう。いずれも理事会に報告を要する。

付則

1 この施行は改正のため令和2年9月26日からとする。

2 2021年4月1日に校名変更が行われる（2019年11月25日、愛知県教育委員会の「新時代に対応した県立工業高校の校名変更と学科改編について」による）ため、同日をもって、第1条（名称）を「愛知県立瀬戸工科高等学校 同窓会」に改めるとともに、第5条（会員 会費）2正会員に「愛知県立瀬戸工科高等学校を卒業した者」を追加することとする。